

【令和5年度事業】

公益財団法人木下記念事業団 学術研究活動助成事業申請要領

1 代表研究者の申請資格(規程第4条、内規第1条)

- ・ 貴学に在籍し、日本国籍を有する者
- ・ 令和5年4月1日現在で45歳未満の若手研究者
- ・ 大学等の長の推薦を受けた者

2 助成対象事業(規程第3条)

- (1) 自然科学系、社会科学系及び人文科学系の基礎的分野の研究
- (2) 家計経済に関する研究
- (3) 審査委員会が特に必要と認めた研究又は事業

3 助成事業規模(規程第5条)

- (1) 大学ごとに500万円以下とします。

助成金の使途及び制限は、文部科学省の科学研究費助成事業の使用ルールの例に依ります。
なお、間接経費は10%以下とし、助成金額に含まれます。

- (2) 申請件数は、各大学等1件とします。

4 申請手続き／提出書類

(1) 学術研究活動助成事業申請書

弊事業団ホームページの【情報公開】から申請書をダウンロードしてください。
なお、令和5年度の申請書は令和4年10月1日以降に掲載する予定です。

(2) 個人情報の取扱いに関する承諾書

5 申請締切日

令和4年11月20日(日)

6 採用決定通知

令和5年4月上旬

採用後に実施計画や助成金の使途変更等の重要な変更が生じた場合は、規程第14条に基づき、理事長の承認を受けなければなりません。

7 助成金の支給

採用手続きが終了次第、大学法人が管理する金融機関の口座へ振込みます。

8 事業報告等

本助成にかかる研究が終了した時は、終了後3ヶ月以内に研究結果の報告を行ってください。

採用事業は、原則として、研究終了後の報告書に基づき、弊事業団ホームページに研究成果の概要を掲載します。

公益財団法人木下記念事業団 事務局
学術研究担当：皆渡・坊
〒650-0022 神戸市中央区元町通6-2-14
電話 078-351-1010 FAX078-351-1017
E-Mail kinosita01@k-zaidan.or.jp